

亀岡市個人情報保護条例の改正の内容

改正趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」により、個人を識別するための番号【以下「個人番号」という。】を含む個人情報が新たに「特定個人情報」とされるとともに、その取扱いなどについて定められました。

番号法では、特定個人情報について、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じています。

番号法の規定の中には、地方公共団体に直接適用されるものもありますが、地方公共団体の条例に委ねている部分もあります。

番号法第31条において、地方公共団体は番号法の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるよう規定されていることから、番号法の適用が及ばない事項について、番号法の趣旨に沿った条例改正を行います。

番号法第31条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(番号法)

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の要に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示および訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

改正内容

(1) 「特定個人情報」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」の定義を追加 【条例第2条】

必要な保護措置のための条例改正は、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報を対象としているため、これらの定義を追加します。

① 特定個人情報

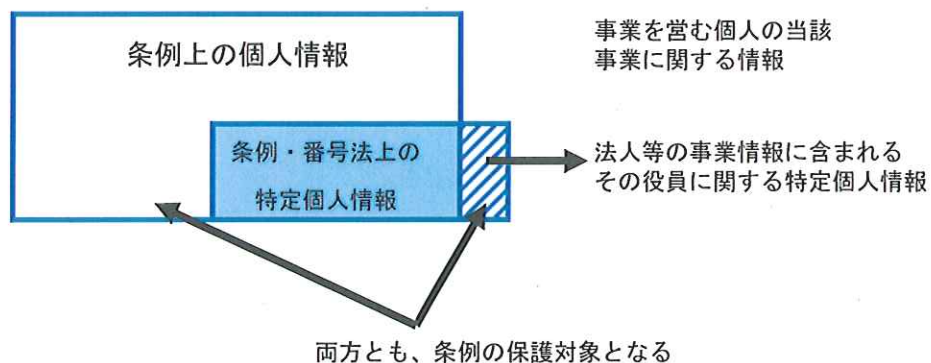
「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。
(番号法第2条第8項)

亀岡市個人情報保護条例上の「個人情報」の定義においては、「法人等の事業情報に含まれるその役員に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」と規定しています。これは、役員は法人等に代わって行為をする機関であることから、法人等の情報の一部と考えられるからであり、個人事業者に関する情報についても事業活動情報である以上、法人等の活動情報と同様に取り扱うべきとの考えによるものです。

個人番号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とはいえず、今回の条例改正には関係しませんが、「法人等の事業情報に含まれるその役員に関する情報」については、たとえば役員の個人番号が記載された法定調書などは「特定個人情報」として番号法で保護の対象としています。そこで、条例に「特定個人情報」として番号法の定義を追加することにより、番号法との整合を図ります。

これにより、条例上の「個人情報」からはこれまでどおり「法人等の事業情報に含まれる役員に関する情報」と「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されますが、条例上および番号法上の「特定個人情報」には「法人等の事業情報に含まれる役員に関する情報」が含まれることとなります。

条例上の個人情報と特定個人情報



② 情報提供等記録

「情報提供等記録」とは、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録された特定個人情報をいいます。

(番号法第23条第1項および第2項)

記録される事項・情報提供者および情報照会者の名称

- ・提供の求めの日時および提供した日時
- ・特定個人情報の項目
- ・その他総務省令で定める事項

③ 保有特定個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

(2) 特定個人情報・情報提供等記録の保護のための措置

(番号法第29条・第30条を踏まえた改正)

番号法は、特定個人情報を、個人番号をその内容に含む個人情報と定義しており、情報提供等記録も特定個人情報に該当するものですが、情報提供等記録以外の特定個人情報と、情報提供等記録とでは、取扱いや規制が異なる場合もあります。

そこで、番号法では、29条において情報提供等記録以外の特定個人情報の保護措置について規定し、30条において情報提供等記録の保護措置について規定していますが、一般法を読み替えて規定していることから、地方公共団体の条例には適用されないため、本市条例において、法律と同様の適用規定を追加することが必要となります。

ア 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の目的外利用の制限

番号法第29条では、情報提供記録を除く特定個人情報の保護のため、その目的外利用が許容される例外事由を限定しています。

そこで、本市条例においても目的外利用を同様に限定します。

なお、特定個人情報（情報提供等記録を除く）を利用できる場合をまとめると、次のとおりとなります。

特定個人情報（情報提供等記録を除く）	
目的内利用	① 番号法別表第 1 に記載された範囲 （番号法第 9 条 1 項）
	② 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務又はこれらに類する事務であって、条例に規定された範囲 （番号法第 9 条 2 項）
	③ ①②の事務の処理のために、法令又は条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲 （番号法第 9 条 3 項）
	④ 特定個人情報保護委員会による調査等、番号法第 19 条 1 1 号から 14 号までに該当する範囲 （番号法第 9 条 5 項）
	⑤ 個人番号の付番、住民基本台帳事務に必要な範囲 （番号法第 7 条等）
目的外利用	㊦人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
	①激甚災害時等であって番号法第 9 条 4 項に規定された要件を満たす範囲 ※ただし、地方公共団体において、所得税法第 225 条 1 項 1 号、2 号・4 号・5 号・6 号に該当する者がいる場合のみ

イ 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の提供の制限

番号法では、特定個人情報を提供することができる場合を、番号法上に列挙された場合のみに限定しています（番号法 19 条）。

そこで、本市条例においても、特定個人情報の提供が認められる場合を番号法第 19 条と同様にします。

具体的には、以下のいずれかの場合に特定個人情報を提供することができます。

- 1 個人番号利用事務（※1）のための提供
- 2 個人番号関係事務（※2）のための提供
- 3 本人による個人番号利用事務等実施者への提供
- 4 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供
- 5 委託、合併等に伴う事業承継
- 6 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合
- 7 情報提供ネットワークシステムの使用
- 8 地方税に基づく国税連携・地方税連携
- 9 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供
- 10 株式等振替制度における提供
- 11 特定個人情報保護委員会への提供
- 12 一定の公益上の必要があるとき
- 13 生命、身体、財産の保護のため必要があり、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難である場合
- 14 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合

※1 個人番号利用事務

社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められた事務

※2 個人番号関係事務

行政機関や民間事業者が職員・従業員から提示された個人番号を法定調書に記載して税務署へ提出する場合等、個人番号利用事務に関して、法令に基づき必要な限度で他人の個人番号を利用して行う事務

ウ 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の開示・訂正・利用停止請求

特定個人情報が不正な取扱いをされるのではないかとの国民の危惧に対応するためには、本人参加の権利を一層保障する必要があるとの考えから、番号法では、本人又はその法定代理人だけでなく、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認めています。

そこで、本市条例においても、本人、法定代理人、任意代理人における開示請求、訂正請求、利用停止請求を認めることとします。

エ 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用停止請求事由の追加

本市条例では、一般の個人情報について不適正な取扱いがなされている場合に利用停止請求を認めています。番号法では、番号法に違反する行為のうち特に不適正なものが行われた場合についても利用停止請求を認めるものとしています。

そこで、本市条例においても、番号法と同様に、以下の場合についても利用停止を認めることとします。

- ① 利用制限に対する違反（番号法 29 条 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法 8 条 1 項・2 項 1 号違反）
- ② 収集制限・保管制限に対する違反（番号法 19 条違反）
- ③ ファイル作成制限に対する違反（番号法 20 条違反）
- ④ 提供制限に対する違反（番号法 28 条違反）

オ 情報提供等記録の目的外利用の制限

地方公共団体は、情報照会者あるいは情報提供者として、他の地方公共団体、行政機関等との間で、情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受を、番号法第 19 条 7 号に規定する別表第 2 に記載された事務に関して行うこととなります。その際に「どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたか」について、情報提供ネットワークに「情報提供等記録」として自動的に保存されることとなります。

この情報提供等記録については、目的外利用がそもそも想定されないことから、番号法では目的外利用が一切禁止されています。

そこで、本市条例においても、番号法と同様に、目的外利用を禁止することとします。

カ 情報提供等記録の提供の制限

提供制限については、情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報で規制に差異はないことから、本市条例においても、番号法 19 条に規定された場合と同様とします。

キ 情報提供等記録の開示・訂正請求

開示請求、訂正請求についても、情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報で差異がないため、本市条例においても、番号法と同様に、本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認めることとします。

ク 情報提供等記録の利用停止請求を認めないこと

情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや利用制限・提供制限の規定に違反しているときに想定されないことから、番号法では利用停止請求に係る規定を適用除外としています（番号法30条各項柱書）。

そこで、本市条例においても、番号法と同様に、利用停止請求は適用除外とします。

ケ 情報提供等記録の訂正の通知先

情報提供等記録は、そもそもどの機関の間でどの特定個人情報がやり取りされたかを記録したものであり、情報照会者、情報提供者、そしてその仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3か所で記録・保管されるものです。情報提供等記録に訂正があった場合は、必要に応じて、この3か所で認識を共有しなければならないと考えられるため、番号法では、訂正を実施した際に必要があるときは、情報照会者、情報提供者、そして情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣に対し、通知しなければならないものとしています。

そこで、本市条例においても、番号法と同様、情報提供等の記録については、必要に応じて総務大臣および情報照会者又は情報提供者に対し通知をすることとします。

* 情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報の改正内容の比較

項目	改正内容	
	特定個人情報（情報提供等の記録を除く。） （番号法第29条）	情報提供等の記録 （番号法第30条）
目的外利用	<ul style="list-style-type: none"> 次の例外を除いて原則禁止とする。 《例外》 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合 【条例第10条の2】 	<ul style="list-style-type: none"> 禁止とする。 【条例第10条の3】
提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。 【条例第10条の4】 	
開示・訂正 ・削除請求	<ul style="list-style-type: none"> 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。 【条例第13条】 	
訂正の通知	<ul style="list-style-type: none"> 訂正については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。 【条例第24条】 	
利用停止請求	<ul style="list-style-type: none"> 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。 【条例第13条】 	<ul style="list-style-type: none"> 請求を認めない。 【条例第19条】
	<ul style="list-style-type: none"> 次の場合も請求を認める。 ① 利用制限に違反している場合 ② 収集・保管制限に違反している場合 ③ ファイル作成制限に違反している場合 ④ 提供制限に違反している場合 【条例第19条】 	